

愛南町臨時運転手募集のご案内

(総務課で管理しているマイクロバス等の臨時運転手)

総務課で管理しているマイクロバス等の臨時運転手募集について

現在、総務課で管理しているマイクロバス等の臨時運転手を募集します。

運転車両についてはマイクロバス3台及び普通車(8~10人乗り)4台の計7台です。

(あいなんバス及びスクールバスの臨時運転手ではありません。)

運行業務等	業務内容	町内及び町外への送迎等に係る運転業務 (例 小・中学校の校外学習に係る送迎、各課事業に係る送迎等)				
	契約期間	満70歳に達する日まで				
	運転車両	総務課が管理するマイクロバス3台及び普通車(8~10人乗り)4台				
	業務(運転)日	マイクロバス等を使用する担当部署より運転依頼がある日時 (土、日、祝祭日に運転依頼がある場合があります。)				
	賃金 (1日につき) ※高知県は高知 市内まで県内扱い	県内半日	6,000円	加算料 (1夜につき)	県内	9,500円
		県内1日	12,000円		県外	13,000円
		県外1日	14,000円			
8時間を超えた場合 1時間につき (30分未満切捨)		1,500円				
賃金支払日	原則、運転した日から1ヵ月以内で5日、15日、25日のいずれかの日に金融機関の口座へ振込みします。 振込金額については、源泉徴収税額(税率3.063%)を差し引いた額となります。 (例)運転業務が県内1日10,000円の場合、振込金額は源泉徴収税額306円を差し引いた9,694円となります。					
その他	運行業務契約した場合でも、町の事務事業の見直しや運行業務成績等の状況又は本人からの申出により契約を解除する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。					
募集要件	年齢要件	町内に在住で 70歳未満の方 (運行業務契約は満70歳に達する日まで)				
	資格要件	大型自動車第1種運転免許または第2種運転免許 中型免許第1種運転免許または第2種運転免許 ※中型免許8t限定の方は対象外。				
	身体要件	自動車運行業務上支障のない良好な健康状態の方				
	その他	次のいずれにも該当しない方(地方公務員法第16条の欠格条項) (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 (2) 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方				

申込手続、請求方法、雇用方法については、裏面に記載有。

申込手続	受付期間	令和7年2月3日 ~ 令和7年2月28日
	提出書類	<p>(1) 愛南町臨時運転手申込書 (申込み前6か月以内に撮影した写真〔上半身・脱帽・正面向き、縦4.5cm×横3.5cm〕貼付)</p> <p>※内容に修正又は変更が生じた場合は、『愛南町臨時運転手変更届出書』の提出を速やかに行ってください。</p> <p>(2) 運転免許証の写し</p>
	提出方法	愛南町役場（本庁）2階総務課まで提出をお願いします。
請求方法	直接取りに来られる場合	愛南町役場（本庁）2階総務課にお越しください。
	郵便等により請求の場合	封筒の表に『愛南町臨時運転手申込書請求』（申込内容変更の場合、『愛南町臨時運転手変更届出書請求』）と朱書きした封筒に、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号＜A4版の入る大きさ＞）を同封して申込先へ請求して下さい。
	インターネット利用の場合	愛南町ホームページアドレスにアクセスして、『愛南町臨時運転手申込書』（申込内容変更の場合、『愛南町臨時運転手変更届出書』）をプリントアウトし、使用してください。
採用方法	連絡方法	<p>臨時運転手の運行業務契約をする場合、申込者の中から書類選考し、電話又は文書で御連絡します。</p> <p>また、業務内容を説明した上で、面談等行い、決定します。</p> <p>※不採用の場合は、通知しません。</p>
	補足事項	申込者が多い場合や運転条件が合わない場合などは採用しないこともありますのであらかじめ御了承ください。

◎お問合せ・申込先

【担当課】 愛南町役場（本庁）総務課 管財係

【住所】 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

【連絡先】 TEL (0895) 72-1211